

船舶事故等調査報告書

平成22年9月30日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010門第1号	
事故等種類	転覆	
発生日時	平成21年12月3日 13時30分ごろ	
発生場所	鹿児島県志布志市志布志港南東方沖 志布志港南防波堤灯台から真方位151°680m付近 (概位 北緯31°26.6′ 東経131°05.7′)	
事故等調査の経過	平成22年1月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 交通船 第八福和丸、5トン未満 292-37031、大同海運有限公司</p> <p>B 貨物船 第八福和丸、299トン 131396、大同海運有限公司</p>	
乗組員等に関する情報	船長A、一級小型船舶操縦士 船長B、五級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	A 機関濡損、えい航装置曲損 B なし	
事故等の経過	<p>A船は、志布志港において、B船の一等航海士が、船長Aとして1人で乗り組み、出港のためB船の係船索を係船ブイから取り外す作業中、平成21年12月3日13時30分ごろ、B船の係船索に横引きされる状況となり、転覆した。</p> <p>救命胴衣を着用していた船長Aは、自力で脱出し、A船は、付近で作業中の台船に引き揚げられた。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 2、最大瞬間風速 約8.0～8.2m/s</p> <p>潮汐：上げ潮の初期</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>A船は、志布志港でB船の係船索を係船ブイから取り外す作業を行っていた際、B船の係船索を船首のえい航装置に掛けていたところ、風により南東方に圧流されたB船の係船索に横引きされて転覆したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が、志布志港でB船の係船索を係船ブイから取り外す作業を行っていた際、B船の係船索を船首のえい航装置に掛けていたところ、風により圧流されたB船の係船索に横引きされたため、転覆したことにより発生したものと考えられる。</p>	

